

川口市選管告示第29号

衆議院議員総選挙の執行が見込まれることに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和6年10月4日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

登録の移替えを延期する期間

令和6年10月1日から衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査期日まで